

みんなで守ろう 地域の農地

将来の地域の農地利用をみんなで話し合しましょう！

現在、農業を取り巻く環境は世界情勢や円安による物価高騰、さらに農家の高齢化が進み、担い手の不足が深刻な状況となっており、5年後、10年後はさらに加速することが想定されます。

恩納村では、令和4年5月に一部改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画（目標地図を含む）」を令和7年3月までに策定することとなりました。

地域計画の策定に向けて、将来の地域農地利用について各地域で話し合い（座談会）を予定しています。

●話し合いの内容は？

- ①農家の経営の継続や新規就農者の確保
- ②地域ぐるみの人づくり・農地の有効活用・保全管理などの取り組み
- ③地域を支援する国・県・村の農業施設への取り組み

開催日	地区	時間	場所
9月11日(水)	谷茶地区	13:30~15:00	谷茶公民館
	喜瀬武原地区	18:30~20:00	喜瀬武原公民館
9月12日(木)	南恩納地区	13:30~15:00	南恩納公民館
	恩納地区	18:30~20:00	恩納公民館
9月13日(金)	宇加地地区	13:30~15:00	宇加地公民館
	塩屋地区	18:30~20:00	塩屋公民館
9月18日(水)	仲泊地区(富着・前兼久・仲泊)	18:30~20:00	前兼久公民館

お問い合わせ：農林水産課 農政係 ☎966-1202

簡易ハウス助成補助金の申請

台風や病害虫被害回避の目的で設置する又は修繕する際に必要な簡易ハウス資材の購入について予算の範囲内で補助金を交付します。

- 補助対象ハウス** 施設の規模は1,000㎡未満とする
※修繕については、耐用年数を過ぎているハウスが対象となります。
- 補助対象者** 前年度までの村民税等を滞納していない農業者
- その他条件** 補助率については、村基準価格×設置面積の30%以内とし、補助上限額は50万円とする。なお、助成は1経営体あたり1回限りとする。
- 申請期間** 8月1日(木)～9月30日(月)
※申請書は、農林水産課及び各公民館で配布しています。
- 提出先** 農林水産課 農林係

お問い合わせ：農林水産課 農林係 ☎966-1202